

証券総合取引約款・規定集

南日本銀行

証券総合取引約款

目次

証券総合取引約款 1

証券振替決済口座管理規定 6

投資信託自動けいぞく(累積)投資規定 13

投資信託定時定額買付規定 17

証券特定口座規定 21

非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 28

証券総合取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の取引及び国債の取引（以下、投資信託及び国債を総称して「証券」又は「有価証券」といい、これらの取引を総称して「証券総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社南日本銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この約款に別段の定めがないときには、「証券振替決済口座管理規定」「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「投資信託定時定額買付規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款」によるものとします。

(総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる規定に係る取引をいつでもこの約款及び各規定で定めるところにより、ご利用いただけます。

- ① 証券振替決済口座管理規定
- ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資規定
- ③ 投資信託定時定額買付規定
- ④ 証券特定口座規定
- ⑤ 非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款

(申込方法等)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを当行本・支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、証券総合取引を申し込むものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。

2 前項の申込書に押印する印鑑を、証券総合取引に係るお届出の印鑑とします。お届出の印鑑は、次条に定める指定預金口座のお届出の印鑑と同一の印鑑としていただきます。

3 お客様は、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。

(指定預金口座)

第4条 証券総合取引のお申込みをされる際には、当行がお客様にお支払いする金銭をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめご指定いただきます。

2 指定預金口座は、当行本支店におけるお客様名義の普通預金口座又は当座預金口座としていただきます。

3 証券総合取引に係る投資信託及び国債の収益分配金や利子・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座にご入金いたします。

- 4 指定預金口座は振替決済口座と同一の取扱店に開設されているものとします。
- 5 指定預金口座を変更するときは、当行所定の用紙により届け出てください。
- 6 当行が、投資信託及び国債の収益分配金や利子・償還金・解約代金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座にご入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）等に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。

（取引残高報告書等）

第5条 取引残高報告書等の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書等に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書等の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承認いただけただけのものとして取り扱わせていただきます。

2 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（免責事項）

第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 当行所定の書類等に使用された印影を、お届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替又は抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 当行所定の書類等に使用された印影がお届けの印鑑と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、有価証券の記録が滅失等した場合又は証券振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 証券振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へご入金した後に生じた損害
- ⑧ 電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

（届出事項の変更手続き）

第7条 お届けの印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定

する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出又は個人番号カード等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きが完了した後でなければ有価証券の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第 1 項による変更後は、変更後の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(成年後見人等の届出)

第 8 条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。また、お客様の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な記載事項を書面によって当行に届け出てください。

3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

4 前三項の届出事項に取消し又は変更が生じた場合にも同様に届け出てください。

5 前四項の届出の前に、当行が過失なくお客様の行為能力に制限がないと判断して行った取引については、お客様及びその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 9 条 この約款に定める証券総合取引は、次条第 2 項第 1 号、第 2 号イからへ及び第 3 号イからホのいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第 2 項第 1 号、第 2 号イからへ及び第 3 号イからホのひとつにでも該当する場合には、当行は証券総合取引の開始をお断りするものとします。

(解約等)

第 10 条 証券総合取引は、次の場合に解約されます。

- ① お客様から証券総合取引の解約のお申出があった場合
- ② お客様が、この約款の規定に違反したとき
- ③ 証券振替決済口座におけるお客様の有価証券の残高が一定期間以上ないとき
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号のひとつにでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの証券総合取引を停止し、又はお客様に通知することにより、証券総合取引を解約することができるものとします。

① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ 暴力団

ロ 暴力団員

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

ヘ その他前各号に準ずる者

③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

(個人情報等の取扱い)

第 11 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) 上の報告対象として以下の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第 12 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の

所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 13 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2023 年 12 月

証券振替決済口座管理規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（国債及び投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に限るものとし、以下「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社南日本銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、投資信託については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。

3 また、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(証券振替決済口座)

第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別及び内訳区分、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載又は記録いたします。

(証券振替決済口座の開設)

第3条 証券振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 証券振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置並びに日本銀行の国債振替決済業務規程並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 前項にかかわらず、個人のお客様が所得税法施行令第336条第4項及び第342条第4項の規定に該当する場合には、個人番号をお届出いただく必要はありません。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様からのお申出又は当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の申込書に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
- ③ 国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- ④ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥ 投資信託の償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦ 投資信託の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ 償還日

へ 償還日の翌営業日

⑧ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、14 営業日前までに次に掲げる事項を当行所定の依頼書にご記入の上、お届出の印鑑により記名押印してご提出ください。

① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき有価証券の銘柄及び金額又は数量

② 国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称

④ 振替先口座において、国債については増加の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、投資信託については、お客様の証券振替決済口座において増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

3 前項第1号の金額又は数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。

5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。また、当行で、有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名及び口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。質権の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（みなし抹消申請又は抹消申請の委任）

第9条 証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券が償還又はお客様の請求により解約もしくは当行に買取を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

（償還金、換金代金及び収益分配金並びに利子の代理受領等）

第10条 証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）、換金代金及び収益分配金並びに利子の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

- ① 振替国債においては日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。
- ② 投資信託においては、当該投資信託の受託銀行から当行がお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。

（お客様への連絡事項）

第11条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- ② 残高照合のための報告

③ お客様に対して振替機関から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、四半期ごとに年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審な点があるときは、速やかに当行の管理部門に直接ご連絡ください。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い、又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項について同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（届出事項の変更手続き）

第12条 お届出の印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出又は個人番号カードをご提示願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きが完了した後でなければ有価証券の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等をもってお届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

（口座管理料）

第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の場合、買取代金又は解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、国債の償還金、利子又は買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当行の連帯保証義務）

第14条 振替機関又は株式会社だいこう証券ビジネス(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関又は株式会社だいこう証券ビジネス(上位機関)において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分(有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、買取代金又は解約金等、収益分配金及び利子の支払いをする義務

② その他、振替機関又は株式会社だいこう証券ビジネス(上位機関)において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当行は、振替機関において取り扱う投資信託のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

2 当行は、当行における投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第16条 契約は、証券総合取引約款第10条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様から契約の解約のお申出があった場合

② お客様が手数料を支払わないとき

2 前項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、第13条第2項に基づく買取代金、解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。

(換金時の取扱い)

第17条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金を行った上、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、又は店舗等の火災

等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替又は抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により有価証券の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 前条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(合意管轄)

第 20 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2023 年 12 月

投資信託自動けいぞく（累積）投資規定

（約款の趣旨）

第1条 この規定は、お客様と株式会社南日本銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取り決めです。この規定に別段の定めがないときには、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「投資信託定時定額買付規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款」によるものとします。

（定義）

第2条 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引落した金銭又は証券振替決済口座に記載又は記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

（包括累積投資取引の申込方法）

第3条 お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを当行にご提出いただくことにより累積投資取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

（個別累積投資取引の申込方法）

第4条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、記名押印し、当行にご提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

2 累積投資取引のうち投資信託定時定額買付サービスの申込方法等については「投資信託定時定額買付規定」によるものとします。

（買付の時期及び価額）

第5条 当行は、お客様からこの約款に基づき、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、証券総合取引約款その他の規定等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。

2 前項の買付価額は、原則として当該買付約定日の基準価額に当行の契約締結前交付書

面に記載された手数料及び消費税を加えた額とします。

3 買付けされた投資信託の所有権及びその収益分配金又は元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(振替口座簿への記載又は記録による管理)

第6条 この契約によって買付けされた投資信託は、証券振替決済口座管理規定の定めに従い、証券振替決済口座への記載又は記録により管理します。

(収益分配金の再投資)

第7条 前条により証券振替決済口座に記載又は記録された投資信託にかかる収益分配金は、お客様に代わって当行が受領の上、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額から所定の税金等を差引いた後、対象となる投資信託にかかる目論見書の定めに従い、当該投資信託の買付けを行います。なおこの場合、買付けの手数料は無料とします。

(最低換金単位)

第8条 累積投資取引による投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

(換金方法、時期及び価額)

第9条 当行は、お客様から換金の申込みを受けたときは、証券総合取引約款その他の規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

2 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に記載された価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等(換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料及びそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等)を差引いた金銭を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座にご入金します。

3 クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中の上記第1項及び第2項の適用については、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り行うものとします。

- ① お客様が死亡したとき
- ② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ③ お客様が破産宣告を受けたとき
- ④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

(届出事項の変更手続き)

第 10 条 お届出の印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きが完了した後でなければ累積投資取引による投資信託の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第 1 項による変更後は、変更後の印鑑、氏名又は名称、住所等をもってお届けの印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

(累積投資取引の解約)

第 11 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様から累積投資取引の解約のお申出があった場合
- ② 証券総合取引約款に関する契約が解約されたとき
- ③ 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ④ 累積投資取引による投資信託が償還されたとき
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 払込金が引続き 1 年を超えて払い込まれなかった場合は、当行は本契約を解約することができることとします。ただし、前回買付の日から 1 年以内に証券振替決済口座にて管理中の投資信託の収益分配金又は償還金によって指定された投資信託の買付けができる場合は、その限りではありません。

3 この契約が解約されたときには、当行はお申出のときにおける累積投資口座で管理中の残金を指定預金口座にご入金するとともに、累積投資取引による投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

(免責事項)

第 12 条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 10 条による届出事項の変更前に生じた損害
- ② 使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく投資信託の換金代金を指定口座にご入金した場合の損害
- ③ 印影がお届出の印鑑と相違するためにこの契約に基づく投資信託換金代金を指定口座にご入金しなかった場合の損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、累積投資取引に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は第 9 条等による換金代金等

の指定預金口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害

- ⑥ 証券振替決済口座管理規定第 18 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へご入金した後に生じた損害
- ⑧ 電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(合意管轄)

第 13 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 14 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2023 年 12 月

投資信託定時定額買付規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と株式会社南日本銀行（以下「当行」といいます。）との間の第2条に規定する投資信託定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。

(投資信託定時定額買付サービス)

第2条 本サービスは、毎月、あらかじめ定められた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定いただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に買い付けするものです。

2 本サービスにおいて当行が取り扱う投資信託の銘柄については、当行が別途定める銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。

3 お客様は、対象銘柄の中から買付けを希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を指定し、買付けの申込みを行うものとします。

(申込方法)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、証券総合取引約款第3条により届出されたお届出の印鑑により記名押印し、これを当行取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用することができます。

2 お申込みにあたっては、投資信託自動けいぞく（累積）投資契約を締結して、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資口座が開設済みであるときはこの限りではありません。

(払込方法)

第4条 お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1指定銘柄につき1回、あらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を毎月15日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌銀行営業日とします。以下、当行毎月15日を「振替日」といいます。）に指定預金口座からの振替により払込みを行うものとします。お客様が2銘柄以上を指定銘柄とされる場合においては、各銘柄の振替金額の合計額を、振替日に払い込むものとします。

2 前項の振替は普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、小切手又は預金払戻請求書及

び通帳等の提出を受けることなく指定預金口座から当行所定の方法で引き落とすものとし
ます。なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。

3 振替金額は、1 指定銘柄につき 5 千円以上 1 千円単位の金額とします。

4 年間 2 回まで、指定買付金額を増額して、引落口座から引落し、指定銘柄の買付けを行
うことができます。

5 第 1 項の指定預金口座については、証券総合取引約款第 4 条で指定する指定預金口座
と同一の口座に限るものとします。

6 振替日において、指定預金口座の支払可能残高が振替金額に満たない場合は、お客様に
通知することなく、その月の振替及び指定銘柄の買付けを行いません。この場合、買付けを
行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。また、買付けを行わ
なかった分については、次回振替日以降も振替及び買付けは行いません。

7 複数の指定銘柄を選択されているお客様の指定預金口座の支払可能残高が振替日に各
指定銘柄の振替金額の合計額に満たない場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額
を引落しさせていただきます。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いま
せん。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行は責任を負
いません。

8 振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額
が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

(買付時期及び価額等)

第 5 条 当行は、振替日においてお客様の指定預金口座からの振替が成立した場合に限り、
当該金額を当行がお預かりし、当規定及び投資信託自動けいぞく（累積）投資規定の定め
に従って、指定銘柄の買付けを行います。

2 当行は、お客様からの振替金額の受入れをもって、毎月の振替日の翌々営業日に、指
定銘柄の買付けの申込があったものとします。

3 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。

4 第 1 項の指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し
引くものとします。

5 第 2 項の規定にかかわらず、市場の休場等により当該指定銘柄の投資信託委託会社（以
下「委託会社」といいます。）が買付けの申込みの受付けを中止又は取り消した場合には、
翌営業日以降最初に買付けの申込みが可能な日に、買付けの申込みを行います。

(申込内容の変更等)

第 6 条 お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、申込内容の変更等
を行うことができます。

(投資信託の振替及び収益分配金の再投資)

第7条 投資信託の振替及び収益分配金の再投資は、それぞれ証券振替決済口座管理規定及び投資信託自動けいぞく（累積）投資規定に基づき行うものとします。

(取引及び残高の通知)

第8条 当行は、本サービスに基づく取引の明細、各指定銘柄の買付預り金及び残高の通知につきましては、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に送付することによって通知します。

2 前項の規定により、お客様に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。

(対象銘柄の除外)

第9条 対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ② その他当行がやむを得ない事情により必要と認める場合

(本サービスの停止)

第10条 当行は、次にあげる委託会社及び当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ② 委託会社の登録取消、営業譲渡等及び受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
- ③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- ④ その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

(本サービスの解約)

第11条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合
- ② お客様が累積投資口座を解約された場合
- ③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 第9条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき

⑥ 一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合

(免責事項)

第 12 条 申込書に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合には、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(合意管轄)

第 13 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 14 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2023 年 12 月

証券特定口座規定

(本規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされる上場株式等をいいます。なお、この規定において「上場株式等」とは法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債及び国内公募非上場投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、株式会社南日本銀行（以下「当行」といいます。）において開設される特定口座に関する事項及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第9条の3の2第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、国債の利子及び投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。

3 お客様と当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令及びこの規定に定めがある場合を除き、当行の「証券総合取引約款」等の定めるところにより取り扱うものとします。

(特定口座の申込方法)

第2条 お客様が、当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、当行所定の特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを国債及び投資信託（以下「有価証券」といいます。）の取扱いをしている当行取扱店に提出していただきます。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所及び個人番号等について確認をさせていただきます。

2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に有価証券に係る証券振替決済口座を開設いただくことが必要です。

3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。ただし、法その他関係法令に規定する課税未成年者口座専用の特定口座を除きます。

4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の

ときまでに特にお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して、次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨のお申出をすることはできません。

6 この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

7 特定口座に係るお届出の印鑑は、証券総合取引約款第3条により届出されたお届出の印鑑と同一の印鑑に限ります。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、源泉徴収選択口座内におけるその年の最初の譲渡及び源泉徴収選択口座内に受け入れる上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項及び租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。

2 お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出する場合を除き、源泉徴収選択口座内におけるその年の最初の譲渡及び源泉徴収選択口座内に受け入れる上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載又は記録)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の方法で取り扱います。

2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款」に基づく非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、上場株式等（投資信託に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

(所得金額等の計算)

第7条 特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係法令の定めに基づいて行います。

(源泉徴収・還付の方法)

第8条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収及び特別徴収・還付を行います。

2 源泉徴収・特別徴収及び還付は証券振替決済口座に係る指定預金口座からの引落とし・入金により行います。指定預金口座からの引落としの際には、普通預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳及び同払戻請求書又は小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、証券振替決済口座の指定預金口座へ入金します。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第9条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみを受け入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱い等により取得した、又は当行から取得した法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等のうち当行が取り扱う投資信託又は国債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託又は国債の全部又は一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）。
- ③ お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した投資信託又は国債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）の当行に開設していた特定口座で受け入れられていた投資信託もしくは国債、又は当該被相続人等が当行に開設していた非課税口座で受け入れられていた投資信託、又は当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた投資信託もしくは国債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているもので、特定口座に移管される方法（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）で特定口座に受け入れるもの。
- ④ お客様が、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載又は記録がされている投資信託又は国債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑤ お客様が当行に開設する非課税口座、又は当行に開設する法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座で受け入れられていた投資信託で、所定の方法により当該非課税口座、又は当該未成年者口座から、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）
- ⑥ お客様が当行に提出された非課税口座開設届出書が、法第 37 条の 14 第 7 項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの

（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

第 10 条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金及び国債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税及び住民税を徴収するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされている投資信託及び国債に係るものに限り、）のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金又は国債の利子のうち、当

行が当該投資信託の収益分配金又は国債の利子はその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第6号の規定によりお客様の特定口座に受け入れた投資信託に係る収益分配金については、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当金等勘定に受け入れたものとして取り扱うことができるものとします。

(譲渡の方法)

第11条 特定保管勘定において記載又は記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

第12条 お客様が特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令第25条の10の2第9項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第13条 当行は、第9条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)第2号に規定する、当行以外の金融商品取引業者等の特定口座内保管上場株式等の当行の特定口座への移管は、施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

(贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第14条 当行は、第9条第3号に規定する贈与、相続又は遺贈による特定口座への上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号及び第4号、同条第15項から第17項の定めるところにより行います。その際、お客様には当行に対して相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第15条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。なお、年間を通じて取引等(譲渡及び配当等の受入れ)のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付は行わないこととします。ただし、お客様から請求のあった場合には交付します。また、第17条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

2 お客様が特定口座源泉徴収選択届出書により源泉徴収を選択されているかどうかにか

かわらず、当行は特定口座年間取引報告書を所轄の税務署に提出します。

(届出事項の変更)

第 16 条 特定口座開設届出書の提出後に、お届出の印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第 25 条の 10 の 4 に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行にお届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご確認させていただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

(特定口座の廃止)

第 17 条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書のご提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等でご提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第 25 条の 10 の 8 に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続又は遺贈の手続きが完了したとき。

③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

④ 証券振替決済口座が解約されたとき。

⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当行がお客様に対し、解約を申し出たとき。

⑥ その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第 3 条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例は適用されません。

(法令・諸規則等の適用)

第 18 条 この規定に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令及び諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 19 条 お客様が第 16 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 20 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2023 年 12 月

非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社南日本銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号及び6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で、当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社もしくは金融機関に

「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日（以下「同日」といいます。）において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられていたとき

② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7 お客様が当行に「非課税口座開設届出書」の提出をし、当行が非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱い、その後、当行において速やかに特定口座へ移管します（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。

8 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者又は恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

（非課税管理勘定の設定）

第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等（法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、

勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（特定累積投資勘定の設定）

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（特定非課税管理勘定の設定）

第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の2の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

（非課税管理勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載又は

記録がされる国内公募非上場株式投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる投資信託で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた投資信託の取得対価の額（イの場合、募集の取扱いにより取得した上場株式等についてはその取得の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた投資信託についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。）の取扱いにより取得をした投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下、この条において同じ。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる投資信託（②に掲げるものを除きます。）

② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託

③ 施行令第25条の13第12項に規定する投資信託

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる投資信託のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12

月 31 日までの間に受け入れた投資信託の取得対価の額（その取得の代価をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている投資信託の取得の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。）

② 施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する投資信託

（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 5 条の 3 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載又は記録がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当行が行う募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）の取扱いにより取得をした投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた投資信託の取得対価の額（その取得の代価をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている投資信託の取得の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

② 施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託

2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。

① 当該投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

② 当該投資信託に係る委託者指図型投資信託約款に施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている投資信託の譲渡は当行に対して譲渡する方法、法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、当該払出しのあった投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

2 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する投資信託で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

3 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定

に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客様から施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類

に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

（非課税口座取引である旨の明示）

第10条 お客様が、2024年以後の各年において非課税口座に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う募集の取扱いにより取得をした投資信託を特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込み等を行う際に、当行に対して特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨および非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託を譲渡するかの明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座の同じ勘定で保有している投資信託を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

（契約の解除）

第11条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第37条の14第22項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過日

の属する年の12月31日)

- ③ 法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く） 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日。

（届出事項の変更）

第12条 非課税口座開設届出書の提出後に、当行に届出された氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行に届け出るものとします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

（免責事項）

第13条 お客様が前条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

（合意管轄）

第14条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

附 則

(施行日)

第1条 この約款の改正は、2024年1月4日より適用させていただきます。

(非課税管理勘定を利用した「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約をしている場合の取扱い)

第2条 2023年12月末までに締結された非課税管理勘定を利用した「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約については、対象となる投資信託が2024年1月1日時点で特定非課税管理勘定の受入対象の投資信託である場合、2024年以後、特定非課税管理勘定を利用した「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約として継続されます。一方、当該投資信託が2024年1月1日時点で特定非課税管理勘定の受入対象外の投資信託である場合、2024年以後、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）を利用した「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約として継続されます。「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約を終了したり、積立金額を変更されたりする場合には、2023年12月25日までに当行へお申し出ください。

(非課税管理勘定受入れ投資信託の分配金について再投資の契約をしている場合の取扱い)

第3条 非課税管理勘定に受け入れている投資信託の分配金について再投資の契約をしている場合、原則として再投資に係る投資信託は課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。分配金の再投資を停止する場合には、2023年12月25日までに当行へお申し出ください。